

【平成 30 年 4 月 1 日改定】

役員等の報酬規程

社会福祉法人 東京有隣会

役員等の報酬規程

社会福祉法人 東京有隣会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京有隣会(以下「法人」という)の役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、役員のうち、常勤の理事以外をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、役員報酬は支給しない。

2 前記第1項以外の常勤理事については下記の報酬等を支給する。

- ①報酬
- ②賞与
- ③通勤手当

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等の報酬等は[別表1]および[別表2]に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 月額報酬

毎月1日から当月末日について計算するものとし、当月分を毎月25日

(2) 前項に規定する支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、その前日

(3) 賞与

毎年6月及び12月

(4) 非常勤役員等に対する報酬

当該会議に出席および出勤した都度

毎月1日から当月末日について計算するものとし、当月分を翌月25日に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は昭和61年4月1日から施行する
2. 平成4年4月1日一部改定
3. 平成7年4月1日一部改定
4. 平成23年3月30日一部改定
5. 平成29年6月23日一部改定
6. 平成30年4月1日一部改定

[別表1]常勤理事の報酬

役職	報酬	支給金額	支給時期等
理事長	月額報酬	300,000 ～1,000,000円	月次
	賞与	月額報酬×2～4	6月、12月
	通勤手当	実費支給	年2回
常勤理事 (職員以外)	月額報酬	200,000 ～800,000円	月次
	賞与	月額報酬×2～4	6月、12月
	通勤手当	実費支給	年2回

[別表2]非常勤役員等の報酬

役職	報酬	支給金額	支給時期等
非常勤理事	役員月額報酬1	20,000円	理事会、委員会等への出席 (4時間以内)
	役員月額報酬2	30,000円	理事会、委員会等への出席 (4時間超)
監事	役員月額報酬1	20,000円	理事会、評議員会、委員会等 への出席(4時間以内)
	役員月額報酬2	30,000円	理事会、評議員会、委員会等 への出席(4時間超)
	監事監査手当	50,000円	監事監査日
	委員月額報酬	10,000円	評議員選任・解任委員会出席 時
評議員	評議員月額報酬	15,000円	評議員会への出席
評議員選任・ 解任委員	委員月額報酬	10,000円	評議員選任・解任委員会出席 時

理事会、評議員会等出席時の交通費は都内、近県の役員等に対しては報酬に含むこととし、圏外居住者には実費を支払う。